

## 1. 目的

「東京港港湾施設等予防保全基本計画」を踏まえ、港湾施設・海岸保全施設等を計画的かつ適切に維持管理するため、施設毎に維持管理計画を策定する

## 2. 「東京港港湾施設等予防保全基本計画」と「維持管理計画」

**東京港港湾施設等予防保全基本計画**：東京港全体の維持管理の基本計画

理念：○対症療法型維持管理から予防保全型維持管理へ転換し、推進する  
方針：○施設の長寿命化・施設機能の確保・維持修繕費の抑制と平準化など

**維持管理計画**：個別施設毎の実施計画

- 対象施設
  - ・ 予防保全基本計画で対象としている港湾施設・海岸保全施設等（下記法対象施設に加え、建築物等\*も対象）
- 計画目標期間
  - ・ 計画策定時から50年間を基本とする（土木施設の場合）
- 維持管理レベル
  - ・ 施設を構成する部材毎に、求められる性能から維持管理する水準を定める
- 点検診断計画
  - ・ 部材毎の点検頻度や方法を定める
- 総合評価
  - ・ 点検データを基に、施設の性能低下度または健全度を評価
- 維持補修計画
  - ・ 補修費用等を考慮し、補修の実施時期や方法を定める
  - ・ 施設群（例：係留施設）毎に更新投資の抑制と平準化

※港湾厚生施設（宿泊所等）、航行補助施設、港湾管理施設（庁舎等）、臨港地区外の海上公園等

## 3. 根拠法令等

<法令>

<法対象施設>

港湾法（第56条の2の2）（平成25年）等  
（維持管理計画等により適切に維持する）



**港湾施設**

水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、保管施設、船舶役務用施設、旅客乗降用施設等、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地・広場

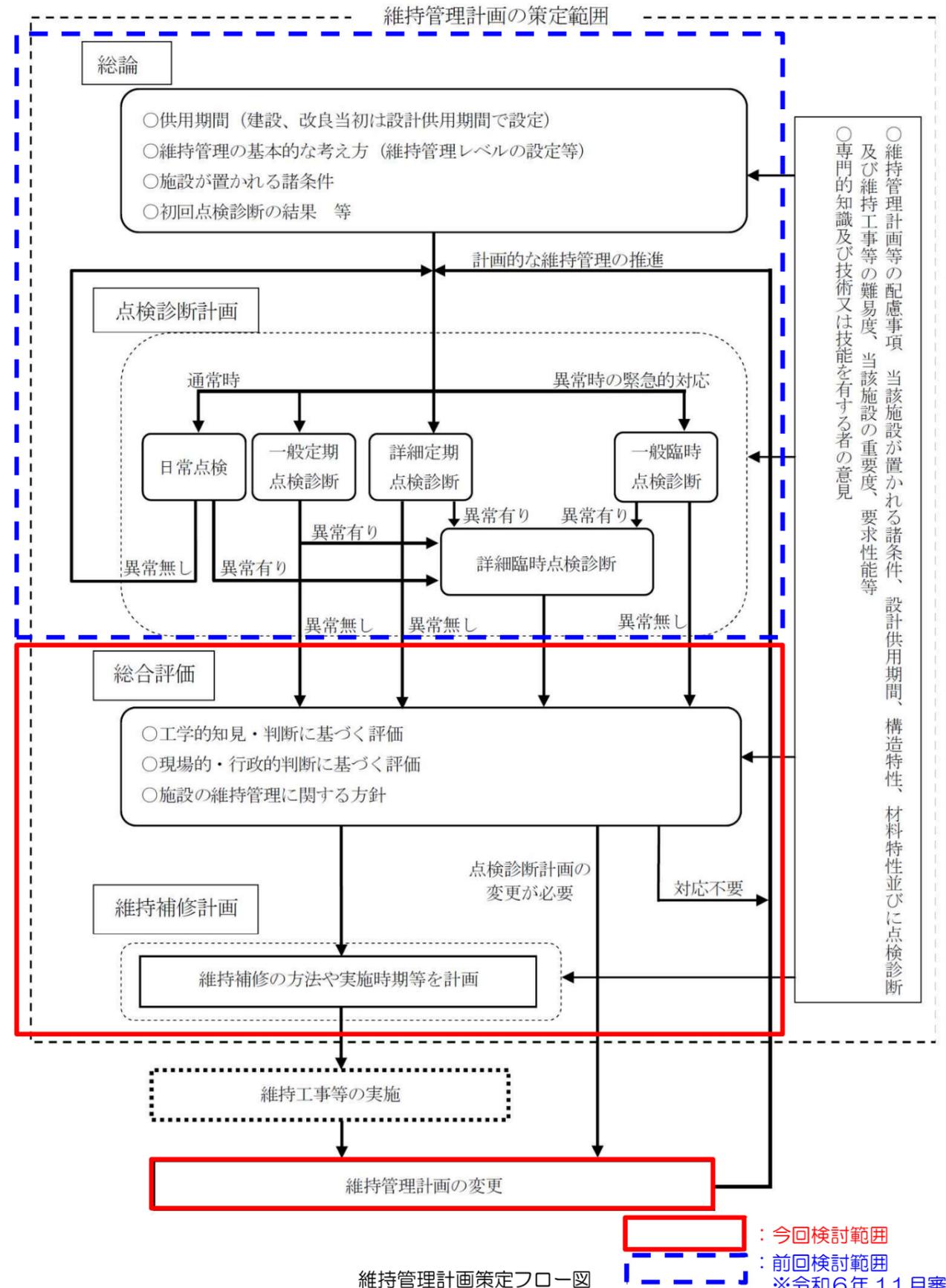
海岸法（第14条の5）（平成26年）等  
（長寿命化計画等（＝維持管理計画）により適切に維持する）



**海岸保全施設**

防潮堤、内部護岸、水門、排水機場 等

## 4. 維持管理計画の新規策定フロー



維持管理計画策定フロー図

：今回検討範囲  
：前回検討範囲  
※令和6年11月審議済

## 5. 新規策定の対象施設

### ●新規施設の維持管理計画の策定（8施設）

#### 【港湾施設】

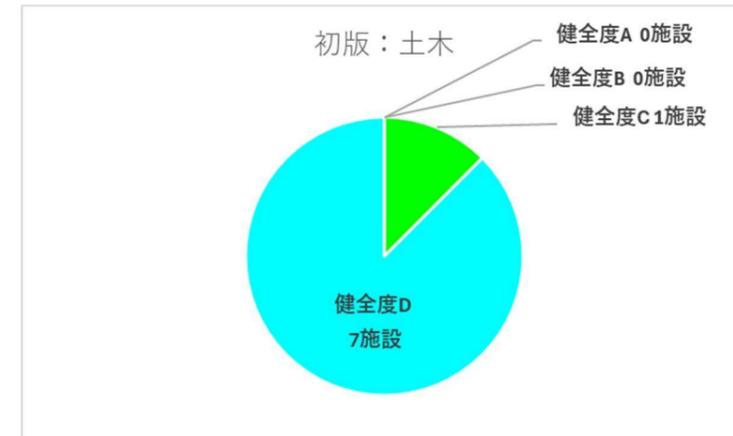
・係留施設（船着場・岸壁（-7.5m以浅）） 2施設

#### 【海岸保全施設】

・海岸保全施設（防潮堤・内部護岸） 6施設

## 6. 総合評価・維持補修計画（新規施設）

### ●総合評価（新規施設）

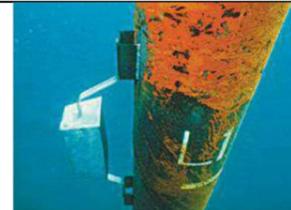


健全度	診断内容
D	変状は認められず、施設の性能が十分に保持されている状態
C	変状はあるが、施設の性能の低下がほとんど認められない状態
B	施設の性能が低下している状態
A	施設の性能が相当低下している状態

図 6-1 総合評価（令和6年度（今回新規策定））

### ●維持補修計画（新規施設）

表 6-1 補修工法の例

塗装塗替工	ひび割れ注入工	鉄筋電気防食工
		
コンクリートの表面に塗装を行うことにより、表面からの塩化物イオンの浸透を防止	ひびわれ部にモルタル等の無機物を注入し、ひびわれ部への浸水を防止	貴金属酸化物をコーティングしたりボン状の子タン電極を溝切りしたコンクリート中に設置し、直流電源装置を用いて電極から鉄筋に対し防食電流を供給し、鉄筋を錆から防止
断面修復工	被覆防食工	電気防食工
		
塩害などにより剥離（はくり）や剥落（はくらく）などのコンクリートの変状が生じた箇所をはつきり取った後に、モルタルなどの断面修復材を用いてはつきり部分を修復	鋼構造物の海上大気中から干満帯に位置する部位に適用され、ペトロラタム系防食材による防食層と保護カバーによる保護層で防食	海中においてアルミニウム、亜鉛マグネシウム合金等の陽極から鋼材へ直流電流を流すことによる防食